

全国一斉子どもの人権110番強化週間

いじめや虐待など、子どもの人権にかかわる悩みごとや心配ごとなどの相談に応じます。

相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

▼日時 6月23日(月)～29日(日) / 午前8時30分～午後7時(ただし、6月28日(土)・29日(日)は午前10時～午後5時)

相談専用電話(フリーダイヤル)

*子どもの人権110番

☎(0120)007局110

▼名古屋法務局人権擁護部
☎(052)952局8111



障害者スキルアップ講座(在職者訓練)を開催します

▼対象 在職中の障害者の方で基本的なパソコン操作ができる方 ▼日時

①6月21日(土)・28日(土) ②7月5日(土)・12日(土) / いずれも

午前9時～午後4時 ▼場所 愛知障害者職業能力開発校 ▼コース

①簡単なホームページの作成②Flash入門(動画の作り方) ▼受講料 無料

▼申し込み FAXまたはEメール・封書にて(住所・氏名・生年月日・電話番号・障害の程度を明記)

▼締め切り ①6月13日(金) ②6月27日(金) まで / 締切日必着

▼愛知障害者職業能力開発校
(〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14)

☎(0533)93局2102

FAX (0533)93局6554

✉nor yokukaihatsuko@pref.aichilg.jp

税

家屋調査にご協力を

平成26年1月1日以降に新築・増

築された家屋の实地調査を行っています。この調査は、固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価額を決定するためのものです。税務課職員がお宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調査日時がある場合は、税務課へご連絡ください。また、本年度も既設家屋の現況確認調査を併せて実施しますのでご協力をお願いします。

▼税務課
☎23局3510 FAX23局0180

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します

対象の方

平成25年中に公的年金などの支払いを受け、平成26年4月1日において遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている65歳以上の方

◆年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、市から通知書を送付します(6月中旬発送予定)。特別徴収予定の金額を納税通知書で確認してください。

▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

特別徴収の納付方法例

①初めて65歳以上に該当する方(昭和23年4月3日～昭和24年4月2日生まれ)

徴収方法	普通徴収 (自分で納付・口座振替)		特別徴収 (年金から徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
納付月					
税額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		

②特別徴収2年目以降の方

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付月						
税額	前年度2月と同額			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		

寄付

DONATION



次の方からご寄付をいただきます。ご厚意に感謝します。

ふるさと寄附金

▼4月24日、匿名希望の方から金5万円。